

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

有 田 川 町

【令和 7 年 9 月 3 0 日 計画変更】

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧吉備町・旧金屋町地域

(1) 現況

本地域は、中央を東西に有田川が蛇行しながら流れ、褶曲と起伏が多く、比較的急傾斜地の多い山岳地帯となっている。下流域の平地地域及びその周囲の急傾斜地においては、「有田みかん（温州みかん）」を核とした柑橘栽培を中心に、落葉果樹や花卉との複合経営も盛んとなっている。今後の農業振興を図るためには、農道、水路等の地域資源を適切に保全管理することが必要である。また全域が特定農山村地域に指定され、特に農地の大部分を占める急傾斜地域では平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するため、優良品種への改植やマルチ栽培などの生産対策とともに、園地改良等生産性を高める取組を行うことが必要である。さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、さらに、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧清水町地域

(1) 現況

本地域は、有田川の上流域の豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、中でもあらぎ島と呼ばれる棚田は日本の棚田百選にも選ばれるとともに、国の重要文化的景観に選定された地域である。また特産のぶどう山椒は、日照時間の短い中山間地域の傾斜地に適しており、日本一の生産量を誇っている。しかし、平地に比べ生産効率が悪く、これを補正する取組を行うと同時に、農道、水路等の地域資源を適切に管理していくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、さらに、同項第 3 号に掲

げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧吉備町、旧金屋町地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧清水町地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本有田川町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

1. 法第3条第3項第2号に掲げる基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とするこ

とができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法の指定地域とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

急傾斜の田を畑に転換した結果、急傾斜の要件を満たさなくなった場合の緩傾斜の畑（8 度以上 15 度未満）及び、国又は地方公共団体の資金を用い、区画整理、農地等の造成を行った第 1 種農地で緩傾斜の畑（8 度以上 15 度未満）を対象とする。なお、第三期対策（平成 27 年 3 月末）までにすでに対象となっている農用地についても、引き続き対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 を集落の共同取組活動に充てることを基本とするが、各集落での話し合い等により共同取組活動に充てる配分を変更することができる。

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、その集落において中核的な担い手であり、かつ意欲があると認められる農業者とする。

3 その他必要な事項

上記のほか、有田川町が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。